

遺言書で「もめる人」「もめない人」の致命的な差

ある書家が残した妻への「最後のラブレター」

« 前ページ 次ページ »

倉敷 昭久：行政書士

2019/05/13 7:10

シェア 90

ツイート

一覧

1

コメント

11

印刷

A A

相続税がかかるほどではありませんでしたが、各種財産がありましたので、遺産分割協議（遺産を分けるための遺族同士の話し合い）がまとまるのであれば、相続手続きをさせていただきますと答えました。

テーブルには預金通帳や権利書などが用意してありました。その脇に1本の巻物が置いてありましたので、「それは何ですか？」と尋ねたところ、ご主人は書家だったそうで、作品ではないかと奥さんは言われました。念のために奥さんにその巻物を広げていただいて、中身を確認することにしました。

開いてみると、それは作品ではありませんでした。奥さんもびっくりしていました。その巻物は「妻〇〇へ、あなたに出会ったのは昭和〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日の午後でした。私はあなたに会ってすぐに、あなたの方が好きになりました」という一文から始まりました。そこから先は2人で行ったところ、あった出来事が詳細に書かれていきました。

子どもが生まれたときのこと、子どもが育っていく様子、子どもの結婚式、そのときの夫婦の想いなどが次々と書かれていました。これは、ご主人から奥さんへのラブレターでした。

後半に入ると奥さんへの想いがつづられていました。「私と夫婦になってくれてありがとうございます。今も変わらずあなたのことを愛しています」。とても80歳を超えて書かれたとは思えないような文章でした。「今度生まれても私はあなたを妻にします。宜しくお願いします」と続けられる文章を、奥さんは涙を流しながら読んでおられました。

そして、「私はこんなに妻を愛しています。だから、私の財産は全部妻に相続させます。息子たちよ、子どもの頃のように仲良くしろ。そしてお母さんを宜しく」と結ばれていきました。

まるでラブレターのような遺言書

最後まで読んで初めて、遺言書だとわかりました。すっかりこのすばらしいラブレターに心を奪わっていましたが、これが遺言書だとわかり、我に返りました。これはかつて見たことのない、まるで映画や小説の中に出でくるような、感動的な遺言書でした。

遺言書がある以上、遺産分割協議ではなく、遺言による相続手続きになります。この遺言は、長男と二男の相続分がない遺言なので、両者から遺留分請求があるかもしれません。

長男と二男の考えを聞く必要があります。まずは2人にこの遺言書を読んでもらうことを提案しました。